

研修会「論文作成と公開についての著作権の基礎知識」の質疑について

昨年12月に開催しました上記研修会の質疑について、ご参考までにお知らせします。下記は、適正な内容にするため、事務局の作成文案、当日の講師である伊原友己弁護士にお目通しいただき、加筆修正いただいたものです。

リポジトリ運営会議事務局

【質問と回答】

Q 出版されている楽譜の論文への引用について

A 楽譜（一般的な標記手法によるものであること。それに表現されている音楽の著作物という言い方もできる。）に著作性が認められ、かつ昔の楽曲ではなく保護期間内である場合、出典明示をきちんと行うことが前提。引用が大半を占めるのは論外だが、研究対象として必要な箇所を適切に、部分的に引用して論評することは、問題がない。どれだけの分量の引用なら適法かという点の線引きは難しいが、たとえば50ページのうち3ページ程度の引用なら問題はない。要は、その論評に際して、どれだけの引用が必要か、それが学問研究上（研究発表上）の不必要な引用という感じではなく、違和感がないのかというあたりの話である。

Q CDやYouTubeの音源や動画の引用について

A 量的割合が問題となる。音楽著作物の例えば歌謡曲の1番をまるごと音楽データとして貼り付けて、誰でも複製利用できるような論文の公表となる場合などは、無断配信と言われる可能性がある。特に著作権者がはっきりせず、著作物の利用についても被写体の肖像権等の処理についての意思確認が難しい、権利者が不明瞭で、かつ出典明示のための情報が得にくいYouTubeの引用は極力避けるべきである。また、動画は、著作権法上、映画の著作物として扱われることもあり、注意が必要である。

Q 過去に著作権処理を行い出版した論文を、このままりポジトリに搭載できるか。

A 新たに公衆送信権が関わってくるため、その点の許諾は必要となる。出版時に適切な処理がなされ、ほぼ許諾の範囲内と思われるが、権利者の権利意識として、公衆送信まで許諾していないと問題視される場合があり、再度許諾を求めた方がよい。その場合、出版時の権利者が亡くなっている等の場合もあり、著作権等のありかが変わっていることも多い。

Q 著作権の切れたものについても登載に美術館や博物館等の許可を得るべきか。

A 著作権法上は許可を必要としないが、多くの場合、双方の信義に関わる約束事として行われ

ている。また、研究対象物の収蔵者の協力を得て、研究論文が作成されているということを表示する結果となるので、論文の信用性（研究課程の手続的適正）が増すという副次的効果があるかも知れない。

- Q 論文の査読で指導したことをそのまま取り込み書き直されて採用した論文がある。指導や示唆が重要なもので、それなしには論文は評価を得られないものであった。この場合、匿名の査読者が書いた指導のテキスト（コメント）は権利をもたないのか。
- A 指導の一環としてなされたことに関しては、著作権の対象とはならない。著作権法上はアイデアを示唆したとしても、著作者とはなりえないので、実際の文章表現を考えた論文作成者が著作権者となるに過ぎない。このような場合に論文指導に対して謝辞を書きたいものだが、強制はできない。
- Q 印刷物にするため使用許可をとった画像をリポジトリでそのまま使えるか
- A 公衆送信権について許可をとりたい。ウェブ上の画像はコピーされる危険性を回避しえないため、第三者の利用を防ぐためにも画像の解析度を落とすことも必要か。
- Q 海外のものを使う場合の著作権はどのように考えたらよいか
- A 著作権法の精神は万国共通と考えてもらってよい。基本は、我が国の著作権法にのっとった処理でよい。（外国の著作権法が90年の保護期間を与えている場合でも、当該国の著作物が我が国で90年の保護を与えられるというものではない。）ただし、第二次世界大戦処理で、連合軍の権利期間を戦争期間分加算するという、いわゆる戦時加算の問題があり、著作権が働く期間は国により定めが異なることがあるので留意すること。
- Q 出版社が元の楽譜にわかりやすくするための記号を加えることがあるが、その処理後の楽譜にも著作権が発生するのか
- A この場合は、アイデア付加という範囲で、もとの音楽著作物をもとにした二次的著作物と言える程度の創作性がないと判断できるのではないか。よって記号付加後の楽譜に新たな著作権は発生しない。
- Q グラフなどの引用についてはどう考えたらよいか。
- A もとになるデータ（数字）自体に著作権が発生するわけではないので、普通にグラフ化することでは、グラフ化したものに著作権が発生することはない。ただ、一般に人の作ったものをそのまま使うときは出典明示をして引用するのがよいと思う。（データをもとに自身でグラフ化する場合、データ作成者の許諾はいらないが、マナーとしてデータ使用についての敬意は表すべき。）ただし、単なる円グラフや棒グラフでなく、創作性のあるグラフならそこに著作権が発生することもあり得るので、そのような場合は、許諾をとらねばならない。